

令和 8 年 滑川町農業委員会 第 1 回総会 議事録

召集月日	令和 8 年 1 月 19 日 (月)				
開 会	令和 8 年 1 月 26 日 (月) 午後 4 時 00 分				
閉 会	令和 8 年 1 月 26 日 (月) 午前 4 時 50 分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (13 名中 13 名出席、0 名欠席)					
1	杉田京子	出席	8	齋藤哲男	出席
2	飯塚久雄	出席	9	能見義夫	出席
3	赤沼 裕	出席	10	田幡只夫	出席
4	北堀 高茂	出席	11	-	-
5	大嶋 剛	出席	12	井上茂昭	出席
6	吉田利好	出席	13	吉田 昇	出席
7	齋藤美津子	出席	14	贅田基司	出席
農地利用最適化推進委員 (9 名中 9 名出席、0 名欠席)					
下福田	小林 隆	出席	伊古	瀬上 勉	出席
上福田	小久保透	出席	中尾・水房	山下 武	出席
山 田	服部雅俊	出席	羽尾1	田島康男	出席
土 塩	杉田照秋	出席	羽尾2	矢島一男	出席
和泉・菅田	鈴木康夫	出席			
参 与 者			書 記	事 務 局	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第 1 により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	6 番	吉田利好	7 番	齋藤美津子	

第 1 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 1 号	法令順守の申し合わせ決議について
日程第 3	議案第 2 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 4	議案第 3 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 5	議案第 4 号	統合調査（利用状況調査・荒廃農地調査） の集計結果について
日程第 6	議案第 5 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移 動）について
日程第 7	議案第 6 号	農地法第 5 条（届出）について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。令和8年第1回の農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席者は、ございません。最初に北堀会長より、ご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

会 長 令和8年第1回の総会に、お忙しい中出席いただきまして大変ありがとうございます。新年あけましておめでとうございます。大変寒い日がつづき、特に今朝は一番寒かったように思います。体調管理には十分に注意していただいて、委員活動や農作業も十分にやっただければと思います。それでは本日提案された議案を慎重審議いただき、スムーズに総会ができますことをお願いして、簡単ですが、会長の挨拶とさせていただきます。

事 務 局 それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で「会長は会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議 長 滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、13名中13名でございます。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和8年滑川町農業委員会第1回総会は成立をいたします。これより開会いたします。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名です。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は、担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号6番吉田委員、議席番号7番齋藤委員にお願いいたします。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願いいたします。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議 長 日程第2、議案第1号「法令遵守の申し合わせ決議」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を上程いたします。資料は、議案書1頁と議案第1号資料と記載されているものになります。これは、平成元年に不祥事がつづいたため、このようなことが起きないようにと確認の意味で行っております。読み上げさせていただきます。農業委員会法令遵守の申し合わせ決議、私達、農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一因として、法令にのっとり、適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に農地制度に基づく許認可に関わる事務については、個人情報に接することも多く、公平公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない私達農業委員、農地利用最適化推進委員は高い倫理感を持ち法令遵守を徹底するため、下記事項について、ここに申し合わせ決議する。

- 1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令にのっとり、適正に農地制度を運用すること、特に農業委員会法第31条の議事参与の制限、同条33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
- 2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理感を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和8年1月26日滑川町農業委員会、以上です。

議 長 ただいまから事務局から、本議案の趣旨についてご説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件についてご意見ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。

(委員より意見無し)

議長 それでは無いようですので、本議案について決議することの承認の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第1号については、承認決議となります。滑川町農業委員会では、申し合わせ事項で、今後も尊重していただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上で議案第1号を終わります。

議長 日程第3議案第2号、「農地法第3条について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号「農地法第3条(委員会)について」、今月の申請件数は2件、合計4,355㎡になります。それでは申請番号1から説明させていただきますので、議案書の1頁、資料は、議案第2号資料1と記載されているものになります。それではご説明致します。申請地は、大字○○○字○○○×××番×××、田で農用地区域内の農地3,566㎡になります。譲渡人は○○○市○○○×××番×××号、□□□様です。譲受人は、大字○○○×××番地×××、株式会社□□□、代表取締役□□□様です。譲受人の経営面積(規模)については、議案書記載のとおりです。申請事由ですが、営農規模拡大のため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになります。審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。そのため取得する農地について、適正に耕作ができるか、耕作計画を見ての審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

議長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

14番 2班班長14番贄田です。1月18日日曜日午前9時から農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名、計4名で現地調査を行い

ました。詳細につきましては私が担当ですので説明させていただきます。申請場所は〇〇〇前の東道路を×××mほど行った左側にあります。申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇×××番、3,566 m²で境界杭を確認することが出来ました。また申請者の会社からは、×××mほど行った左側になります。譲受人の株式会社□□□の耕作面積は田、444,100.24 m²、畑、11,178.12 m²で、〇〇〇地区の他、〇〇〇地区、〇〇〇地区、〇〇〇地区でも行っております。耕作状況は、水稻や野菜の栽培をし、保全管理されており、遊休農地はありませんでした。今回の申請は営農規模拡大したいということで、売買により農地の所有権を取得するためであります。労働状況は現在、社員3名で耕作を行っています。理由書がありますので、読み上げさせていただきます。譲渡人□□□、私の実家は〇〇〇町の〇〇〇にあります。私は若い頃結婚し家を出ました。実家は兄が農業を経営していましたが、令和5年の12月に亡くなりました。実家を相続する人がいないため、やむなく私が相続しましたが、私も体が不自由で、今は〇〇〇にいる娘に面倒を見てもらっています。このため農地の管理ができていません。申請地の水田は、株式会社□□□さんにずっと耕作してもらっています。できたら株式会社□□□さんに買い取ってもらえればと思っています。株式会社□□□、私の家は大規模農家を目指して、近所から田を借りて、稲作を中心に農業経営を行ってきました。平成31年にはさらに規模拡大のために株式会社□□□を設立いたしました。一昨年には、会社に勤めていた次男と農業大学卒業した孫も一緒に作業することとなり、規模拡大も可能となりました。農業委員から話をいただきましたが、申請地は、会社の作業場に面しており、現在借地して耕作しておりますので、私の会社で取得するのが、両家にとって最良と判断し、取得するしだいです。許可のほどよろしく申し上げます。以上のような内容になっております。農機具等はトラクター3台、田植え機2台、コンバイン1台、乾燥機3台、もみすり機1台を所有しております。この案件ですが、特に問題なく適用であると考えられます。ご審議のほ

どよろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにございますか。

推進委員 ○○○地区推進委員の□□□です。今回の案件は、土地の売買により所有権を取得することです。□□□さん本人から説明され、今後の計画も話されていきました。耕地整備後 10 数年を耕作面積が広い中よく管理されていると思います。今後も計画を立てて、作業を進めていただければと思います。最後に、今年もカメムシのことを心配しておりました。申請の方よろしくお願ひします。

議 長 ほかにございますか。ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願ひします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、申請の通り議案第 2 号番号 1 については許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 2 号番号 1 については、申請のとおり、許可と決定いたします。

続けて、申請番号 2 についての説明を事務局よりお願ひいたします。

事務局 申請番号 2、資料は、議案第 2 号資料 2 と記載されているものになります。それではご説明いたします。申請地は、大字○○○字○○○×××番×××、田、農用地区域内の農地、789 m²になります。譲渡人は大字○○○×××番地×××、□□□様です。譲受人は、大字○○○×××番地×××、□□□様です。譲受人の経営面積（規模）については、議案書記載のとおりです。申請事由ですが、営農規模拡大のため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第 3 条に関しては、農業委員会で許可をすることになります。審査基準としまして同法 3 条 2 項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。そのため

取得する農地について、適正に耕作ができるか、耕作計画を見ての審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

9 番 3班班長9番能見です。現地調査の結果につきまして報告いたします。1月23日金曜日午前9時より、3班農業委員1名、農地利用最適化推進委員2名で、現地調査を実施いたしました。詳細につきましても、私、能見が担当委員でありますので、引き続き説明させていただきます。申請地は、〇〇〇を出て、〇〇〇の交差点を左折し、〇〇〇を〇〇〇方面に向かい、×××km進み、右折し、×××m進んだ左側になります。場所は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、地目、田、面積は789㎡です。理由書がありますので読み上げます。理由書、令和8年1月6日私は、農地拡大を行うべく、今般、自作地に接する農地の購入を行うものです。地続き田であるため、有効利用可能である。なお、購入する農地の所有者は、女性だけの家庭で普段の管理ができないことから、私が保全管理を任されております。〇〇〇県〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□。理由書は以上ようになります。□□□さんの耕作面積は8,190㎡で、内訳は田4,286㎡、田1,093㎡、樹園地2,811㎡となっております。田畑、樹園地ともに良好に耕作されております。今回は水稻の規模拡大に伴っての申請ですが、既に所有の田、同様、良好に耕作されるものと思われま。労働状況につきましても、通常は本人と両親の3人での耕作となっております。ご本人は現在64歳。農作業歴40年で、営農意欲も高く、当面は主体となって農業に従事されるものと思。自宅から農地まで×××mで耕作可能と判断できます。農機具等はトラクター2台、耕運機1台、田植え機1台、コンバイン1台および他にも、農機具等を所有しておりました。農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についても、違反行為はありませんでした。この調査の結果、この申請内容については

適当であると見受けられました。以上の通り、調査結果を報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

推進委員 3班推進委員の□□□でございます。1月23日の金曜日、農業委員さんの1名、推進委員2名、計3名で現地調査を行いました休耕地につきましては保全管理もよくできておりまして、境界等もはっきりしておりまして、特に問題ありません。以上です。

議 長 ほかにございますか。ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、申請の通り議案第2号番号2については許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号番号2については、申請のとおり、許可と決定いたします。以上で議案第2号は終わります。

議 長 日程第4議案第3号、「農地法第5条について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第3号「農地法第5条(知事)について」です。今月の申請件数は1件です。それでは申請番号1になります。議案書3頁、資料は議案第3号資料1-①から③と記載されているものになります。それでは説明致します。申請地は、大字○○○字○○○×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、512㎡になります。農地の区分は、10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断致します。譲渡人は、○○○市○○○町×××番×××、□□□成年後見人行政書士法人□□□代表社員□□□様です。譲受人は、○○○市大字○○○×××番地×××、株式会社□□□代表取締役□□□様です。転用事由ですが、売買により所有権を取得し、分譲住宅4棟を建築するため、

- 転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。
- 議 長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。
- 10 番 4班班長 10番、田幡只夫です。本件に関しましては去る1月20日火曜日午前8時から、現地調査を、農業委員4名、農地最適化推進委員2名の計6名で実施いたしました。詳細につきましては担当の大嶋委員から、ご報告申し上げますので、慎重審議をお願いいたします。
- 5 番 4班5番大嶋剛です。班長がおっしゃった通り、1月20日午前8時より現地調査を行いました。この土地は、〇〇〇から北に向かい、信号を右折し、×××号線を約×××m行き、信号を右折し、×××mぐらい行ったところの東側の土地です。本物件につきましては、既に隣接する南側の土地は開発が行われており、宅地分譲が進んでいる地点の土地でございます。他に候補地がありましたが、交渉が難航し、必要な同意が得られず断念せざるをえませんでした。ここで理由書がありますので、読み上げさせていただきます。理由書①開発敷地形状、規模について、埼玉県比企郡滑川町内において、分譲住宅開発を計画するにあたり、区画数4から5個（時期なるべく接道する現況道路に対し、接する長方形の敷地形状で、面積1,500から1,000㎡程度の一団の土地を探しておりました。現況道路に対して、長辺が接する長方形の敷地形状を設定した理由として、現況道路に垂直に企画を分割することにより、施設の開発道路を設置しなくても、各区画の出入りが確保できるからです。②土地選定について、弊社に訪れるお客様によると、滑川町は暮らしやすい町、いずれは滑川町に住みたいといった声を多く耳にすることから、お客様のニーズに応えるべく、滑川町内での計画を検討しておりました。市街化区域での土地選定については、既に住宅整備等による市街価値が形成されており、開発計画の敷地面積を満たす事案の土地の確保が困難なこと、土地購入費が高額になることから断念しました。次に、市街

化調整区域、土地選定については、専用住宅が建築可能である、都市計画法第34条第11号区域とし、別紙土地選定図および滑川町区画角、候補地1、面積約1,500㎡、および候補地2、面積1,400㎡、候補地3、面積約1,500㎡を選定し、対象地権者等の公表を進めた結果、候補地1、2ともに交渉が難航し、必要な同意が得られず断念せざるを得ませんでした。また、候補地3においては交渉を進めた結果、土地の権利者から同意が得られたため、候補地2を開発計画地に決定しました。③開発計画地候補地2の概要、開発計画地、候補地3の所在は埼玉県比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、同×××、同番×××の3筆で、そのうち農地である畑は×××番×××の地となっています。申請地の現況は、特に耕作地として使用している状況ではなく、休耕地となっています。④事業計画について、計画地において開発造成期間が令和8年4月から令和8年9月、建築工事期間が令和8年10月から令和9年3月、令和9年4月から随時販売していく計画です。販売対象者は、20から30代の子育て世代、1世帯3、4人を想定しているため、それほど大規模でない建築物を建築する方針です。⑤土地利用計画について、町道×××号線の道路幅員が、貴重な区域については道路後退用地として、滑川町に寄付し、残った敷地を、町道に垂直に4分割いたします。切土盛土を伴う造成工事はなく、均等整地であるため、土砂、雨水の流出の心配はありませんが区域境界のブロック、石擁壁の先端を計画面より20cm程度高く設置します。農地に隣接しない区域も全てブロック、擁壁を同様に設置します。また、当計画の施工により農地が分断されることもありません。次に車の駐車スペースについては、当計画地は都市部ではないため、電車や駅や商業圏への移動手段として車が必要であること、子育て世代を想定しているため、送迎等に使用する必要があることなどを踏まえ、1区画ごとに2台の駐車スペースを確保します。⑥他法令の人、許認可協議の進捗状況について、令和8年1月13日に都市計画法第29条第1項の規定により、開発許可、開発行為の人へ許可申請を行い、現在審査中

です。また開発申請に必要な公共施設管理者との協議、同意についても、開発申請前に各機関と締結しております。上記の通り、開発計画地の一部を道路用地として、滑川町に寄付し、敷地を4分割するため、農地を含め、開発行為が必要となりますので、農地転用許可を申請することについてご理解を賜りますよう、切にお願い申し上げます。令和8年1月5日、埼玉県〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××、株式会社□□□、代表取締役□□□。以上のことから、町道には公共下水道が埋設されております。雨水は宅地内処理とし、雨水枡は浸透トレンチに接続する。添付書類として、土地利用計画図、給排水計画図、建築計画図、資金調達計画書、工事見積書等、隣接する農地所有者の同意書などがあります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

推進委員 〇〇〇地区推進委員□□□です。申請地は、農業振興地地域以外の場所にあり、宅地化が進んでいる箇所です。周辺農地への影響は現在ないと思います。本申請に関する意見は以上となります。

議 長 ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、申請の通り議案第3号番号1については許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号番号1については、申請のとおり、許可と決定いたします。以上で議案第3号は以上となります

議 長 日程第5、議案第4号「統合調査の集計結果について」を議題といたします。事務局は議案の説明をお願いします。

事務局 議案第4号「統合調査(利用状況調査・荒廃農地調査)の集計結果について」議案書の4頁、議案第4号資料をご覧ください。これ

は、令和3年度より、農地法に基づく遊休農地利用状況調査と町農政部局で実施していた荒廃農地調査が統合された調査になります。農地パトロール実施要領に基づき実施した統合調査の集計結果について承認を求めます。端的に言いますと皆様に行っていた調査の結果になります。議案第4号資料の管内農地面積の表をご覧ください。R7年度の管内農地面積の計は8,019,514㎡となっており、R6年度は8,021,551㎡となり、2,037㎡の減少となります。次に遊休農地についてですが、1号遊休農地の表をご覧ください。Aは比較的軽い遊休農地、Bは中程度の遊休農地、Dは耕作者不明等の農地として分類されています。R7年度計1,134,667㎡、R6年度計1,121,073㎡を比較した結果、13,594㎡の増加という結果となります。次に2号遊休農地ですが、周辺農地に比べて生産力が低い農地となりますが、これについては町内に見受けられないとしております。最後に再生困難農地ですが、これは遊休というレベルではなく、荒廃状況がかなり進んでいるか、すでに農地としての機能を有していない、農地としての再生が困難な農地と定義されたものです。R7年度は319,227㎡とR6年度308,669㎡10,558㎡増加した結果となります。これらをふまえて町内の農地状況を大まかに整理すると約82%が活用されている農地、7%が軽度の遊休農地、7%が中程度の遊休農地、4%が再生困難な非農地対象となる農地という事になります。なお遊休農地解消面積のみを抽出すると、604,153㎡となります。これは農地パトロールの強化、転用、保全管理等の再開、担い手への集積による営農再開などによるものと思われます。以上が集計結果になります。こちらの調査結果については、暫定値でありこの後県等と調整し、確定値を出すこととなりますが、その部分について変更が生じる場合は事務局で調整を図りたいと思いますので、ご了承頂けると助かります。また調査結果に基づく意向調査については、最適化推進連絡会で改めて説明をさせて頂きたいと考えております。以上で議案4号の説明とさせていただきます。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 ただいま事務局より詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件について、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、議案については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成ですので、本議案について承認することに決定いたします。日程第5、議案第4号は以上になります。

議 長 日程第6、議案第5号「農地法第3条の3について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第5号「農地法3条の3(相続等による権利移動)について」を説明いたします。議案書の5頁、議案第5号資料1-①、②と記載されているものをご用意ください。今月の届出案件は1件になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させていただきます。所在地は、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、109㎡外9筆、田畑合計6,977㎡になります。位置については資料をご確認ください。届出者ですが〇〇〇市〇〇〇×××番地×××(相続人)□□□様です。届出事由は相続による農地の所有権取得によるものです。補足として受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは議案第5号の質疑を終了いたします。日程第6は以上になります。

議 長 日程第7、議案第6号「農地法第5条届出について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第6号「農地法5条(届出)について」。議案書の6頁、議案第6号資料1と記載されているものをご確認下さい。今月の届出案件は2件になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となります。所在地は大字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、36㎡。同じく〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、196㎡の2筆になります。位置については資料のとおりです。届出者ですが〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。届出事由は売買により所有権を取得し、専用住宅を建築するため、転用したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。

続きまして、申請番号2、資料は、議案第6号資料2と記載されているものになります。番号2所在地は大字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、51㎡。同じく〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、42㎡の2筆になります。位置については資料のとおりです。届出者ですが〇〇〇〇〇〇市〇〇〇町×××番×××、□□□様です。届出事由は売買により所有権を取得し、専用住宅を建築するため、転用したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議長 それでは議案第6号の質疑を終了致します。日程第7は以上になります。

議長 本日の総会に付議された議案は全て終了いたしました。それでは、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和8年第1回総会は、閉会することに決定いたしました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れさまでした。委員の皆様には、慎重審議ありがとうございました。それでは、総会を終了させていただきますので、杉田職務代理より閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

職務代理 今日はたくさんの議題を慎重審議ありがとうございました以上で令和8年第1回総会を終了いたします。

事務局 委員の皆様、慎重審議をありがとうございました。以上をもちまして第1回総会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和8年2月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 吉 田 利 好

署名委員 齋 藤 美 津 子